

(1) これまでの取り組み状況（主な現状等）

【小中学校】

- 3月2日～3月19日臨時休校、3月20日～春休み期間とすることを決定（2月28日）
- 卒業式、修了式は春休み期間に登校日を設け実施
- 卒業式は簡素化し、来賓、在校生、保護者出席なしとしていたが、保護者については感染防止を徹底したうえで出席可に変更し、全校実施済み
- 学校のグラウンドについては、個人、家族での利用を可とした。また、在籍児童への学校図書室の図書貸出についても、通常の長期休業期間と同様の取扱とした
- 学校給食に係る給食費については、3月分を払い戻すこととし、4月中に全校完了予定。また、給食食材のキャンセル料についても、支払いを進めている

○学校の再開について

◆学校の再開時期

- ・4月4日～4月8日の期間において始業式・入学式を実施し、学校を再開する

◆再開にあたっての留意事項

- ・文科省の「学校再開ガイドライン」に基づく準備を以下のとおり実施

1 「チェックリスト」への対応

(1) 毎朝の検温、風邪症状の有無の確認

①家庭での検温の実施と記録

- ・家庭で登校前に検温し、風邪等症状の有無も含めて記録表に記入し持参させる
(37度5分の熱や咳・鼻水・だるさなどの風邪の症状があった場合は、出席停止)
- ・家庭で検温できなかった児童生徒は、学校で検温する

②登校後の学校での健康観察の実施

- ・朝の会で実施する健康観察の際に、体調確認の他、家庭での検温を忘れてきた児童生徒については、1校時開始前に保健室等で検温

③体温等の判断

- ・学校において、37度5分の体温や風邪症状が確認された場合は、速やかに保護者に連絡し、帰宅させる

(2) 手洗いや咳エチケットの指導

①手洗いの徹底

- ・ガイドラインに示されている手の洗い方を確実に実施
- ・登校後、トイレ使用后、業間（中休み）、給食前、昼休み後、部活動等運動後など、定期的に手洗いを全員が実施する時間帯や状況を定めて、指導徹底
- ・ハンカチを持参させ、貸し借りさせない。毎朝の忘れ物点検項目にする等で確実に実施

②咳エチケットの徹底

- ・マスクの着用を徹底する。（児童生徒及び教職員）
- ・マスクを着用できない場合は、ティッシュ・ハンカチで口元を覆う、袖で口・鼻を覆うなどの指導を徹底

(3) 学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制の確立と清掃による環境衛生の保持

- ・学校医・学校薬剤師に学校の取り組みをお知らせし、実態に応じた助言等を仰ぐ
- ・ドアノブ、手すり、スイッチなどを清掃時間などに消毒液等を使用して適宜清掃

(4) 抵抗力を高める指導

- ・生活リズム、栄養バランス等について、ガイドラインに基づく指導を徹底
- (5) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が重なる場を避ける
 - ①教室等のこまめな換気の実施
 - ・業間休みや昼食後、清掃時など、定期的に2方向の窓を同時に開けて換気
 - ・体育や特別教室での授業のため、教室を離れる際にも、窓を開けて換気を行う。
 - ②近距離での会話が発生する教室等での机・椅子配置の工夫
 - ・通常の授業においては、講義形式の机配置、隣の机と間隔を開けるなどの配慮・工夫
 - ・生徒会活動・部活動等も、できるだけ距離をとり、工夫して実施
- (6) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策についての検討
 - ・次年度に実施する場合、担任（担当）が変わることから、事前に学校や学年間で共通理解を深め、学習内容等を確実に引き継ぐ
 - ・次年度の授業で学習の遅れを取り戻す場合、児童生徒及び教員に過重な計画・負担とならないように十分配慮
- (7) 入学式や始業式の実施方法の工夫
 - ・令和元年度卒業式に準じて実施（来賓無し・保護者人数制限・簡素化・時間短縮・会場の椅子の間隔などの工夫）
 - ・保護者に対して、マスク着用、手指の消毒、体調の悪い場合は参加を見送る（児童生徒含む）よう要請
- (8) 感染防止の対応を行った部活動等の実施
 - ①中学校における部活動の実施
 - ・始業式後、部活動については、上記の感染が高まる3つの条件を徹底的に避けることを前提とした感染防止の準備・環境整備・生徒への指導を行ってから練習等実施可能とする。ただし、部活動への参加を強要しない
 （体育館使用については、部毎に使用時間のローテーションを組むなど、密集状態にならないよう工夫する。吹奏楽部等文化部活動では換気に注意するなど、運動部と同様に注意）
 - ・活動時間は、最大でも平日2時間、休日は3時間とし、より短時間で効率的な内容を段階的に工夫すること
 - ・平日1日、週休日1日はこれまで通り部活動休養日とする（個人練習を含む朝の活動は禁止）
 - ・大会への参加、花巻市内外での対外試合、他市町村との合同練習や交流、市内の学校との練習試合は禁止（合同チームの練習は可とする）
 - ・4月29日から5月6日までの期間は部活動を禁止
 - ・外部コーチ、部活動指導員に対しては、学校において共通理解を得る
 - ②小学生のスポーツ少年団活動
 - ・活動を再開する場合においては、上記の感染が高まる3つの条件を徹底的に避けることを大原則とすることについて、市教委からスポーツ振興課を通してスポーツ少年団に要請
 - ・活動に当たっては、小学校の体育館や校庭等を利用し、活動時間は中学校の部活動と同様に、最大でも平日2時間、週休日3時間とし、最低でも平日1日及び週休日1日は休養日とするなど、活動が過度にならないようにする
 - ・大会参加、市内外の対外試合、合同練習、他市町村との交流、市内の練習試合については、中学校部活動と同様
- (9) 感染防止の工夫を行った学校給食の実施
 - ・給食前に、全員の手洗いを徹底
 - ・給食当番の児童生徒については、健康状態を確認

- ・飛沫感染予防として、机の向きは一方向とするなどを工夫
- (10) 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用
- ・臨時休業となった場合、学校で次の児童を受け入れる
 - * 学童クラブに登録している児童のうち、家庭で保育することが困難な児童
(通常の登校時間から午後2時まで。2時以降は学童クラブで受け入れ。弁当持参)
 - * 学童クラブに登録していない児童のうち、家庭で保育することが困難な小学校3年生以下の児童
(通常の登校時間から午後3時まで。3時下校。弁当持参)
 - ・校庭や体育館利用の申し出があった場合には、感染拡大防止の観点から貸出
- 2 「学校再開ガイドライン」に係る留意事項
- (1) スクールバス・スクールタクシーの使用
- ・マスクを着用し、会話を控えさせるとともに、換気を行う
- (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒及び教職員の把握
- ・基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）を有する児童生徒、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている教職員等、感染した場合重症化のリスクが高い児童生徒及び教職員をリストアップし、個々に主治医と相談していただき、状況に応じた登校・出勤を判断
- (3) 臨時休業の判断
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に基づく、基本的な対応を作成・公表
- (4) 児童生徒の出欠の扱い
- ・児童生徒等の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置
 - ・出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間
 - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状（咳・鼻水・体調不良等）がみられるときには、自宅で休養するよう指導し、校長が出席しなくてもよいと認めた日として扱う（学校保健安全法第19条による出席停止）
 - ・学校の対応等を説明した上で、児童生徒や保護者が登校を控えるとの判断をした場合は、学校長の判断により、出席停止とできる
- (5) 教職員の服務に関すること
- ・教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得
 - ・発熱等風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇を取得
 - ・教職員が濃厚接触者である場合には、職務専念義務免除（学校長承認）
- 3 学校行事について（実施する場合の留意点）
- (1) 授業参観及びPTA総会について
- ・保護者に対して、マスクの着用、距離をとることを要請
 - ・授業参観は、保護者を教室に入れず、廊下等から参観するよう促す
 - ・児童生徒と保護者が接触することを防ぐ工夫
- (2) 全校集会等の集会活動について
- ・密集等を防ぐため、各教室に放送を流して活動する等の手立てを講じる
- (3) 応援歌練習について
- ・室内で密集する状態とならないよう配慮するか、延期とする
- (4) 運動会・体育祭は開催時期を2学期以降に延期する
- (5) 修学旅行・宿泊体験学習・校外学習・外部講師を招聘しての学習について

- ・外部との接触（交流）により児童生徒が濃厚接触者となる心配が生じるものは2学期以降に延期する

※（４）（５）については、校長判断で中止とすることも可能

4 その他

- （１）新型コロナウイルスに感染した疑い等のための児童生徒が出席停止となった場合、当該児童生徒が偏見や差別、いじめ等の対象とならないよう、普段から人権を尊重する意識を醸成する（SNSで根拠のないうわさを流したりしないこと等の指導も含む）よう指示
- （２）感染防止のため、水筒の持参について小中学校に通知

◆再開後の状況

- ・感染者（疑いを含む）が発生した場合の対応（基本的な対応）を作成、公表
⇒ 5月1日付で文部科学省から示された「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」に基づく見直しについて検討
- ・施設の消毒について、市と一括の委託としてほしいこと（了解）
- ・先生のマスクが不足した場合は、市保有分の提供をお願いしたいこと（了解）
 - *国からの布マスクが全小中学校の児童生徒及び教職員に配布された
 - *市対策本部から、小学校1～3年生に布マスクを配布。また小学校4年生～中学校3年生の児童生徒がマスクを準備できなかった場合のために、不織布マスクを全小中学校に配布（5,000枚）
- ・ことばの教室における飛沫感染予防のため、財務部（契約管財課）の協力により、アクリル板（50cm×50cm、25枚）を配布
- ・ハンドソープについて、こまめな購入を学校に指示
- ・非接触体温計について、財務部（契約管財課）と情報共有（保育園、学童クラブも含む）
- ・県教育委員会は、4月29日から5月6日まで県立学校の一斉臨時休業を実施。市町村立学校については、知事による休業要請はなく、各市町村教育委員会の判断とされたこともあり、本市においては臨時休業は実施しない

○臨時休校を見据えた対応

◆学力の保障

- ・エフエム花巻を活用した教育番組を制作（5月2日～6日に試験放送を実施済）
- ・各学校の校内研修会をICT教育とし、各学校HPに授業動画の掲載準備を指示
- ・休校中に児童生徒の学校図書室及びパソコン教室の利用を可能とする
- ・臨時休業（休校）時における学力保障の手立て（支援方法）の体系を策定中

◆教育相談の充実

- ・教育相談室において、児童生徒を対象とした電話相談（メール相談）の実施を検討

◆学童クラブとの連携

- ・春休みと同様に学校施設（体育館）及び振興センターの利用を可とするほか、学童クラブの依頼があった場合は、教職員が支援にあたることを検討

【学童クラブ】

- 3月2日からの臨時休校にあわせ、同日の朝から保育を実施
- 学童クラブにおける「3つの密」を避けるため、3月5日から場所を小学校に移し保育を実施。実施に当たっては、小学校教職員の勤務時間をシフト制とし、各校の教諭が学童支援を行った
- 3月20日からは各学童クラブの施設利用に戻ったが、「3つの密」を避けるため、小学校の体育

館や振興センターの利用を進めた

○感染者（疑いを含む）が発生した場合の対応について意見交換を実施

【幼稚園】

○3月5日～3月19日臨時休園、3月20日～春休み期間とすることを決定（3月3日）

○預かり保育は臨時休園期間、春休み期間とも実施

○4月10日から再開

○入園式は簡素化し、来賓なしで実施

○感染者（疑いを含む）が発生した場合の対応について意見交換を実施（法人立園）

【保育園（認定こども園）】

○通常どおり実施。ただし、家庭で保育が可能な場合は、安全のため家庭での保育をお勧めする文書を発出

○感染者（疑いを含む）が発生した場合の対応について意見交換を実施（法人立園）

【発達相談センター】

○3月4日から、親子教室の集団指導、小集団指導、個別指導を中止

○電話予約による個別指導（対面）は実施

○4月20日から、親子教室の個別指導を再開（集団指導、小集団指導は中止を継続）

【こどもセンター・地域子育て支援センター】

○3月5日から4月30日まで、図書室や遊びのスペースの開放を停止

○5月1日当分の間、図書室や遊びのスペースの開放を停止

○電話やメールでの子育て相談、電話予約による子育て相談（対面）は実施

【博物館・石鳥谷歴史民俗資料館・総合文化財センター】

○3月2日から休館（4月30日まで継続）

(2) 緊急経済対策の概要（各部所管分）

【内閣府】

○臨時休園等に伴う保育料の減免に係る財政支援（年金特別会計に計上）

- ・市区町村の要請に基づき保育所等を休園した場合に保育料の日割り減免を行うことに伴う子どものための教育・保育給付交付金の増分の財政支援（0～2歳児が対象）

○小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応にかかる財政支援（年金特別会計に計上）

- ・臨時休業に伴い、午前中から開所等した場合に、追加で生じる費用の財政支援
- ・感染症拡大防止のために臨時休業させた場合等に、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料の財政支援
- ・臨時休業等に伴いファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料減免により生じる費用の財政支援
- ・市区町村が事業所等へ配布する消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発などに必要な費用の財政支援

【文部科学省】

○学校再開に向けた支援

- ・学校におけるマスクや消毒液の購入等を支援

<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設におけるトイレや給食施設や体育・スポーツ施設における換気扇の整備等、衛生環境の改善を推進 ・学年末の未指導分の補修等を行うため、補習等を支援する学習指導員等の追加配置を推進 ・修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等、保護者の経済的な負担軽減を図るための財政支援 ・家計が急変した家庭の学生に対する支援（奨学金の返還猶予や減額返還等） <ul style="list-style-type: none"> *授業料減免、高校生等奨学給付金等を通じた支援 <p>○学校休業時における子供たちの「学びの保障」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速し、緊急時においてもICTの活用によりすべての子供たちの学びを保障できる環境を早期に実現 <p>○スポーツ・文化芸術活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公演等再開時の環境整備を支援するほか、時間制来館者システムの導入を促進
<p>(3) (2) を踏まえた対応方針</p> <p>○臨時休園等に伴う保育料の減免に係る財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱等を確認し、所要額を申請 ・保育園、幼稚園の利用者については歳入還付、認定こども園、地域型保育事業所の利用者については園への追加給付（R1予算）を行うこととし、返還手続きを進めている <p>○小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応にかかる財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱等を確認し、今後臨時休業を行った場合は、所要額を申請 <p>○学校再開に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒薬の購入費用及び修学旅行のキャンセル料について、補助金交付要綱等を確認し、所要額を申請 ・施設整備について、補助金交付要綱等を確認し、中期プラン等に計上している事業の前倒し等を検討 ・学習指導員の追加配置を検討 ・奨学金の返還猶予等の実施を検討。就学援助（準要保護）の新規認定者への国の支援を要請 <p>○学校休業時における子供たちの「学びの保障」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱等を確認し、一人一台端末の整備の前倒しを検討 <p>○スポーツ・文化芸術活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱等を確認し、活用可能な項目があれば申請
<p>(4) その他</p>

※前回からの変更箇所を下線付